

## 昭和町公共柵設置特記仕様書

- 1 公共柵は、ます径 200 mm、流入径 100 mm (90° 3 方向)、流出径 150 mm のゴム輪型塩ビ製公共マスを標準とする。
- 2 公共柵のふたは、塩ビ製ライトのワンタッチ式で町章入りのものを使用すること。ただし、重荷車両が通行する場所に設置する場合は、ハット式鋳鉄製の防護ふたを使用すること。
- 3 取付管は V U  $\phi$ 150 を使用し、勾配を 1.0% 以上とすること。砂基礎は 10 cm、サンドクッションは管上 30 cm とする。取付管と本管の接続には 可とう性の 90° 支管 を使用すること。
- 4 工事完了後、出来形管理図と工事写真（着工前・施工状況・完成）を町に提出し、検査を受けること。
- 5 その他この特記仕様書によりがたい場合、または疑問を生じた場合は、町と協議すること。

<以上、昭和町役場下水道課工務係扱い>